

2014年度ドコモ留学生奨学金募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、NPO法人モバイル・コミュニケーション・ファンド(理事長 中村 維夫氏、NTTドコモグループが設立したNPO法人 以下「MCF」という。)のご支援により、「2014年度ドコモ留学生奨学金」(以下「奨学金」という。)の受給者を下記により募集する。

記

1. 目的

この奨学金は、アジア地域からの優秀な私費外国人留学生に対して、奨学金を支給することによって、入学後の経済的不安を緩和し、学習効果を高めることに寄与することを目的とする。

2. 奨学金の提供者及び提供の趣旨

この奨学金の提供者であるMCFは、21世紀のマルチメディア社会において情報通信の発展とともに豊かで健全な社会を実現するため情報通信分野における人材の育成及び研究の促進、留学生に対する支援を通じた国際協力の推進並びに社会福祉の増進等、幅広い分野への支援活動を通じて社会全体の利益に寄与することを目的に活動している。

MCFは、アジア地域からの留学生への支援を通して、日本への理解を促進し、日本とアジア諸国との良好な友好関係構築に資することを趣旨として資金を提供された。

3. 応募資格

応募することができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 2014年4月入学者(10月入学者は不可)で、わが国の大学に設置される大学院修士課程(博士前期課程)1年次に在籍する私費外国人留学生で、次のいずれかの部門を専攻する者
 - ア. 通信技術、情報処理技術及びこれに関連する部門を専攻する者
 - イ. 人文・社会科学等の部門を専攻する者で、研究に「通信や情報処理」が活用されると大学が認める者(注)イを専攻するものは願書の「留学計画(2)大学院在籍中の研究概要」の欄に研究手法としての通信や情報処理活用の考え方を明記すること。
※「わが国の大学」とはMCFと協議の上選定した指定校制とする。
- (2) インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国(香港、マカオを含む)、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオスのいずれかの国・地域からの留学生
- (3) 留学の目的及び計画が明確で、修学効果が期待できる者
- (4) 日本語でのコミュニケーションが可能なる者(日本語で研究発表が出来る程度)
- (5) 大学の長の推薦を受けることができる者
- (6) 2014年4月以降、他の奨学金を受ける予定のない者
- (7) 真に経済的援助を必要とする者

4. 採用人数

20名

5. 奨学金月額

120,000円

6. 支給期間

2014年4月より2016年3月までの2年間

7. 推薦方法

- (1) 奨学金を受けようとする者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、入学(在籍)する大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、応募者が3に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる者について、8に掲げる推薦書類を、理事長に提出するものとする。
なお、推薦人数については依頼文のとおりとする。また、複数人の推薦にあたっては、同一の国・地域からの推薦人数は、総推薦人数(実際に推薦する人数)の半数以下とする。

8. 推薦書類

- (1) 願書(別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。) 1通
- (2) 応募者の写真(最近6か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) 1葉
- (3) 大学の長による推薦書(別紙様式2。推薦理由は指導教官等が記入すること。) 1通

9. 推薦締切期日

2014年5月16日(金)(必着)

なお、締切期日を過ぎた場合、提出書類が不備の場合は受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10. 選考及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について、MCFと協議の上書類審査を行い、受給者を決定し、2014年7月上旬を目途に、大学を通じて通知する。

11. 奨学金の支給

奨学金は、別に定める方法により、在籍大学を通じて支給する。

12. 奨学金給付の停止または終了

- (1) 受給者が長期欠席した場合は支給しない。
- (2) 受給者が、次のいずれか一つに該当した場合には、支給を打ち切る。
 - ア. 休学または留年した場合
 - イ. 要項の定める事項に該当しなくなった場合
 - ウ. その他受給者として相応しくないと判断された場合
- (3) 書類の記載事項に虚偽が発見された場合は採用を取り消す。

13. 奨学金受給者の義務

- (1) 受給者はMCF主催の受給者交流会に原則として参加することとする。なお、交流会では研究内容を日本語で発表することとする。
- (2) 受給者は、奨学金の返還義務を負わない。
- (3) 受給者は、受給期間中の学習・研究状況などを、年度末に在籍大学を通じ、別に定める様式により理事長に報告することとする。

14. 個人情報の取扱いについて

奨学金の推薦書類に記載された個人情報は、本制度のために利用され、その他の目的には利用されません。

15. 推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課(担当:藤田)
〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
TEL:03-5454-5274 E-mail:ix@jees.or.jp